

育児休業手当金の制度改正について

「パパ・ママ育休プラス制度」の施行

(平成 22 年 6 月 30 日～)

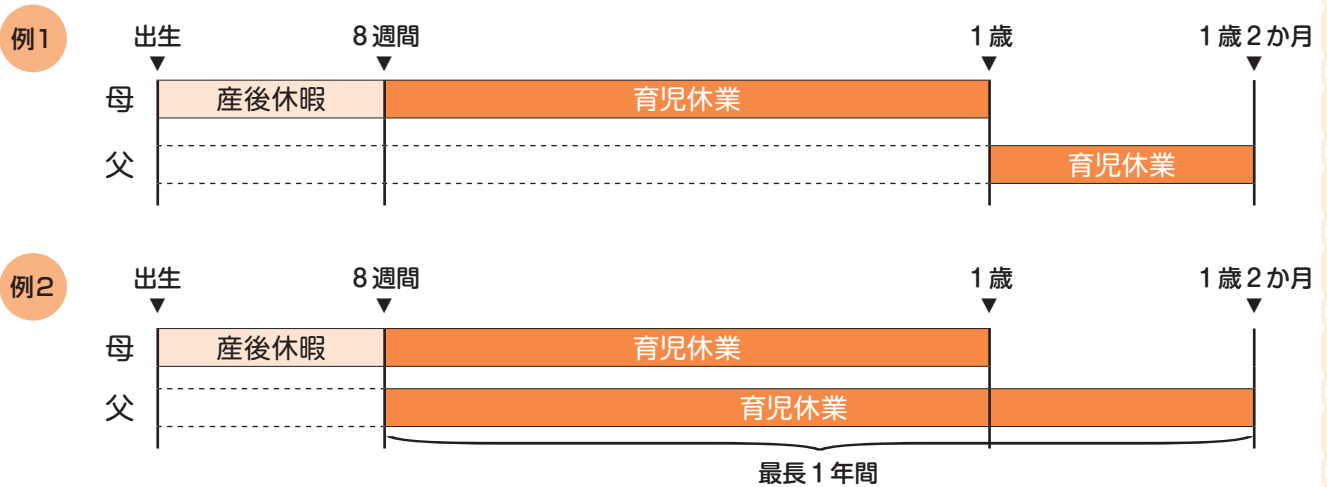
両親がともに育児休業を取得する場合の特例（通称：パパ・ママ育休プラス制度）により、次のとおり育児休業手当金の支給対象期間が改正されましたのでお知らせいたします。

● 改正内容

① 父母がともに育児休業を取得する場合

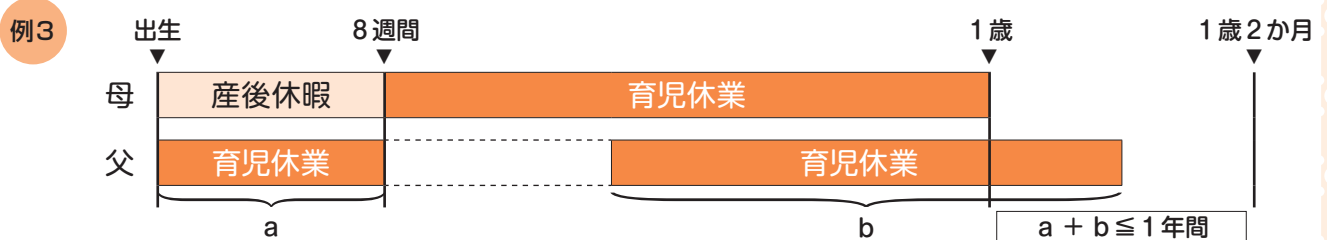
父母がともに育児休業を取得する場合、養育する子が **1 歳 2 か月（改正前は 1 歳）に達する日までの間で 1 年間（母親の場合は、その子の誕生日及び産後休暇を含めた 1 年間）を限度に** 育児休業手当金を支給することとされました。

【改正後の支給例】 **育児休業** ……育児休業手当金支給対象期間



② 出産後 8 週間以内の父親の育児休業取得の促進

妻の出産後 8 週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として **特別な事情がなくても再度の育児休業の取得が可能** となり、その間、育児休業手当金が支給されます。



● 請求手続き

上記のパパ・ママ育休プラス制度による育児休業手当金を請求される場合は、従来からの請求書に次の書類の添付が必要となります。

- ① 住民票等組合員の配偶者であることが確認できる書類
- ② 育児休業取扱通知書（雇用保険加入者が取得）または、育児休業に関する所属機関の長の証明書（共済組合加入者が取得）等、組合員の配偶者の育児休業期間が確認できる書類

上記の改正後の支給例は主な事例を示したもので、その他詳細につきましては、所属所共済事務担当課または共済組合保険課までお問い合わせください。